

千葉県報		定例	
千葉県告示第四百八十一号		令和6年10月4日	
告示		目次	
○	少子化に関する若い世代の意識等調査の実施	一	調査の期日
○	電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく電線共同溝を整備すべき道路の指定	一	令和六年十月七日から三十一日までの間のうち任意の一日
○	土地区画整理事業の事業計画の変更	一	調査の方法
○	公安委員会告示	一	知事が、四の者に調査票を配布し、報告を求めることにより行う。
○	警備員指導教育責任者講習の実施（二件）	二	結果の公表
○	公告	二	知事は、調査結果を千葉県ホームページにより速やかに公表するものとする。
○	一般競争入札（土地及び建物の売却）の実施	四	千葉県告示第四百八十二号
○	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出	五	電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。
○	特定調達公告	五	令和六年十月四日
○	入札公告	六	千葉県知事 熊谷 俊人
○	落札者等の公告	七	道路の種類 県道
告示		示	
千葉県告示第四百八十一号		千葉県告示第四百八十三号	
少子化に関する若い世代の意識等調査を実施するので、千葉県統計調査条例（昭和二十五年千葉県条例第一号）第三条第二項の規定により次のとおり告示する。		土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第五十二条第一項の規定により定めた	
令和六年十月四日		流山市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業の事業計画を次のとおり変更した。	
千葉県知事 熊谷 俊人		令和六年十月四日	
一	調査の名称	一	土地区画整理事業の名称
二	調査の目的	二	流山市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業
三	令和五年の県の合計特殊出生率が一・一四と過去最低となる等、県においても少子化が進行していることを踏まえ、今後、少子化対策を推進していく上で、少子化に関する若い世代の意識や要望等について把握するための調査を目的とする。	三	事務所の所在地
四	調査事項	四	流山市南流山一丁目一三番地
五	結婚に関すること。	五	事業計画の決定の年月日
六	調査の範囲	六	平成十七年四月一日
七	満十八歳から三十九歳までの県民のうち知事が選定するもの	七	変更の内容
公安委員会告示		事業施行期間	
		変更前 平成十一年三月二十九日から令和十二年三月三十一日まで	
		変更後 平成十一年三月二十九日から令和十七年三月三十一日まで	
		事業計画の変更の年月日	
		令和六年十月四日	

千葉県公安委員会告示第37号	
警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。 令和6年10月4日	
1	講習に係る警備業務の区分 千葉県公安委員会委員長 佐久間 英 利
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）に係る講習	
2	講習の期日及び時間 令和6年12月9日（月曜日）から18日（水曜日）まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
3	講習の場所 千葉市中央区新田町4番22号 サンライスト7階
4	受講対象者 （1）最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 （2）警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者 （3）規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの （4）規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る旧規則第8条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けている者 （5）旧規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの 受講定員 50人
6	講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。
7	受講申込手続等 （1）受講申込手続

ア	申込方法 受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署（千葉県以外に住所を有する者）にあつては、千葉県内の最寄りの警察署）に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。 イ 受講申込票受付期間等 令和6年10月28日（月曜日）から11月1日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで （2）受講者決定通知 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。 なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。 （3）受講手続等 ア 受講手続 受講者として決定された者は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。 イ 受講申込書受付期間等 令和6年11月18日（月曜日）から22日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 （ア）4（1）に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 （イ）4（2）に該当する者 合格証明書の写し （ウ）4（3）に該当する者 合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 （エ）4（4）に該当する者 合格証の写し （オ）4（5）に該当する者 合格証の写し及び警備業務従事証明書 （4）受講手数料等 ア 受講手数料
---	--

47,000円 イ 納入方法 受講申込書提出時に納入することとし、その詳細については、千葉県警察本部のホームページ等に記載する。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。 8 講習に関する問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043（201）0110	(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る旧検定規則第8条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けている者 (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの
千葉県公安委員会告示第38号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。 令和6年10月4日	5 受講定員 10人 6 講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。
1 講習に係る警備業務の区分 千葉県公安委員長 佐久間 英 利 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）に係る講習	7 受講申込手続等 (1) 受講申込手続 ア 申込方法 受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署（千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署）に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。
2 講習の期日及び時間 令和6年12月13日（金曜日）から18日（水曜日）まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで	イ 受講申込票受付期間等 令和6年10月28日（月曜日）から11月1日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで
3 講習の場所 千葉市中央区新田町4番22号 サンライト7階	(2) 受講者決定通知 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。 なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。
4 受講対象者 1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するもの (1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者 (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの	(3) 受講手続等 ア 受講手続 受講者として決定された者は、講習規則別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。 イ 受講申込書受付期間等 令和6年11月18日（月曜日）から22日（金曜日）までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 (ア) 4（1）に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下

「警備業務従事証明書」という。） 履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し									
(イ) 4 (2) に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し									
(ロ) 4 (3) に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し									
(ハ) 4 (4) に該当する者 合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し									
(ニ) 4 (5) に該当する者 合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し									
(4) 受講手数料等									
ア 受講手数料 23,000円									
イ 納入方法 受講申込書提出時に納入することとし、その詳細については、千葉県警察本部のホームページ等に記載する。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。									
講習に関する問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043 (201) 0110									
千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話04									

六 入札期間及び受付場所

1 入札期間 令和六年十一月十九日（火曜日）から二十六日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送による入札書の受領期限は、同日の午後五時とする。

2 受付場所 千葉県総務部資産経営課（県庁南庁舎一階）

七 開札の日時及び場所 一の物件ごとに次のとおりとする。

物件番号	日 時	場 所
1	令和六年十二月十六日（月曜日）午前十時	千葉県庁南庁舎 七階共用会議室
2	令和六年十二月十六日（月曜日）午前十一時	
3	令和六年十二月十六日（月曜日）午後一時三十分	
4	令和六年十二月十六日（月曜日）午後二時三十分	
5	令和六年十二月十六日（月曜日）午後三時三十分	
6	令和六年十二月十七日（火曜日）午前十時	
7	令和六年十二月十七日（火曜日）午前十一時	
8	令和六年十二月十七日（火曜日）午後一時三十分	
9	令和六年十二月十七日（火曜日）午後二時三十分	
10	令和六年十二月十七日（火曜日）午後三時三十分	

八 建物の内覧の実施 事前に参加の申込みがあつた場合に限り、次に掲げる物件について次のとおり内覧を実施するので、参加を希望する者は、令和六年十月三十一日（木曜日）の午後五時までに、三の問合せ先に電話で申し込むこと。

物件番号	日 時	場 所
5	令和六年十一月七日（木曜日）午後二時	所在地において行う。
6	令和六年十一月一日（金曜日）午前十一時三十分	
7	令和六年十一月五日（火曜日）午後二時	
8	令和六年十一月八日（金曜日）午後二時	

九 その他

1 入札参加上の注意 入札は、入札心得書による所定の入札参加申込書（兼）入札保証金提出書に、四による入札保証金に係る納付書兼領収書を貼り付け、必要な書類を添付して行うこと。なお、ファクシミリ、電子メール等による入札は、認めない。

2 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 契約の不履行 落札者が正当な理由なく契約を履行しなかったときは、その事実があつた後一定期間一般競争入札に参加できないことがある。

4 契約書の作成の要否 要

5 代金の支払方法 売買契約の締結と同時に契約保証金として売買代金の百分の十以上を納付し、売買代金と契約保証金との差額を県が発行する納入通知書によりその発行日の翌日から起算して三十日以内に支払う。

6 その他 詳細は、一般競争入札案内書及び入札心得書による。

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があつた。

その届出は、令和六年十月四日から令和七年二月四日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年十月四日から令和七年二月四日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年十月四日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

松戸駅東口開発ビル

松戸市松戸字向山一、一四二番地三

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

住友商事株式会社 代表取締役 兵頭誠之

3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 山本哲也ほか

4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 山本哲也ほか

5 変更年月日

令和六年二月一日ほか

届出年月日

令和六年三月二十二日

縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び松戸市経済振興部商工振興課

特 定 調 達 公 告		
「この特定調達公告の掲載を必要とする公的施設、モノの提供を受ける施設、競争入札の選定の便宜を図るものとする。」 入札公告 次のとおり一般競争入札に付する。 令和6年10月4日 千葉県自動車税事務所長 鵜澤和裕 1 入札に付する事項 (1) 購入等件名及び数量 令和7年度自動車税納税通知書等作成及び封入封かん業務一式 (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 履行期間 契約締結の日から令和7年12月26日まで (4) 履行場所 千葉県自動車税事務所長が指定する場所 (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により難しい者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。 2 入札に参加する者に必要な資格 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること。 (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。 (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。 (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。 (6) 調達案件と同等の契約を履行した実績があること。 (7) コンビニエンスストア収納用バーコードGS1—128の印字ができるプリンタを2台以上保有している等、印字事故の発生時に迅速な代替作業が可能な体制を整えていること。		(8) 検知装置を備えた高速封入封かん機を2台以上保有しており、封入封かん事故の発生時に迅速な代替作業が可能な体制を整えていること。 (9) 自動車税納税通知書等の作成及び封入封かんを行う場所は、職員が公共交通機関を利用して、千葉県自動車税事務所から2時間以内に到達することができる範囲内にあること。 (10) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークの付与の認定を受けていること。 3 入札書の提出場所等 (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 千葉県中央区問屋町1番11号 千葉県自動車税事務所管理課 電話043（243）2721 (2) 電子入札システムのURL ちば電子調達システム https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/ (3) 入札説明書の交付期間 令和6年10月4日から29日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで (4) 入札書の提出期限 ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和6年11月14日午後5時 イ 紙入札方式による場合の提出期限 令和6年11月14日午後5時 (5) 開札の日時及び場所 令和6年11月15日午前10時 千葉県自動車税事務所会議室 4 低入札価格調査制度及び調査基準価格 (1) この入札は、別に定める「委託業務低入札価格調査実施要領」に基づき実施する。 (2) 調査基準価格は、予定価格に100分の70を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。 5 低入札価格調査 (1) 最低価格入札者（以下「第1順位者」という。）の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。 (2) 第1順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならないことがある。 (3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。当該調査に協力しない者のした入札は無効とする。 (4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して4日以内（この期間に県の休日が含まれる場合にあつては、その日数は、算入しない。）に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成して提出しなければならない。なお、提出期限までに当該書類

第 1 3 9 7 9 号	
を提出しない者のした入札は無効とする。	が判断した入札者であって、財務規則第 1 0 9 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
(5) 落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。	(8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 落札者がこの公告に係る契約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであっても、3 年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。
(6) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する。	(9) その他 詳細は、入札説明書による。
(7) 低入札価格調査を受けた落札者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に特約条項として添付する。	7 Summary
6 その他	(1) Nature and quantity of the services to be required: Printing, enclosing and sealing of Automobile tax invoices for fiscal year 2025
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨	(2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 14 November, 2024
(2) 入札保証金及び契約保証金	(3) Contact point for the notice: Automobile Taxation Office, 1-11 Tonya-cho, Chuo-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 260-8523 Japan TEL 043-243-2721
ア 入札保証金 千葉県財務規則（昭和 3 9 年千葉県規則第 1 3 号の 2。以下「財務規則」という。）第 1 0 7 条の規定によるものとする。	落札者等の公告
イ 契約保証金 財務規則第 9 9 条の規定によるものとする。	次のとおり落札者等について公告する。
(3) 入札者に要求される事項 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県自動車税事務所長から（4）により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。	令和 6 年 1 0 月 4 日
(4) 入札参加資格の確認	千葉県知事 熊 谷 俊 人
ア この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、別に指定するデータを次により電子入札システムの URL に提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。	【掲載順序】
(ア) 提出期限 令和 6 年 1 0 月 2 9 日午後 5 時	①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続
(イ) 提出先 3 (2) 電子入札システムの URL に同じ。	⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1) に示す場所において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。	①千葉県港湾情報システム用機器等に係る賃貸借 一式 ②千葉県県土整備部港湾課 千葉県中央区市場町 1 番 1 号 ③令和 6 年 9 月 2 日 ④ N E C キヤピタルソリューション株式会社 千葉県美浜区中瀬二丁目 6 番地 1 ⑤ 1 2 8 , 8 9 1 , 4 0 0 円 ⑥一般競争入札 ⑦令和 6 年 7 月 1 9 日
(ア) 提出期限 令和 6 年 1 0 月 2 9 日午後 5 時	
(イ) 提出場所 3 (1) に示す場所	
(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。	
(6) 契約書の作成の要否 要	
(7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県自動車税事務所長	

令和 6 年 10 月 4 日（金曜日）

購読料

本号

一部

二四円

発

行

者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

購読申込先

〇四三（二二三）二六五八